

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和2年度の業務実績に関する評価結果

令和3年9月

宮 城 県

目 次

第1	評価の視点	1
第2	全体評価について	
1	令和2年度業務実績全般の評価	2
2	診療事業及び福祉事業	2
3	成育支援・療育支援事業	2
4	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	3
5	予算、収支計画及び資金計画等	3
第3	項目別評価について	4
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	診療事業及び福祉事業	
①	質の高い医療・療育の提供	5
②	患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	5
③	患者が安心できる医療・療育の提供	6
(2)	成育支援・療育支援事業	7
(3)	臨床研究事業	7
(4)	教育研修事業	8
(5)	災害時等における活動	8
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	効率的な業務運営体制の確立	9
(2)	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	9
3	予算、収支計画及び資金計画	
4	短期借入金の限度額	
5	出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
6	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
7	剰余金の使途	
8	積立金の処分に関する計画	
9	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	人事に関する計画	10
(2)	職員の就労環境の整備	11
(3)	医療機器・施設整備に関する計画	11
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	13
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	16

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）が設立された。また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）と運営主体を統合し、平成28年3月1日には拓桃がこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

こども病院は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、設立団体の長である宮城県知事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとにこども病院の業務実績について評価を行うことになっている。

令和2年度のこども病院の業務実績の評価は、宮城県知事が定めたこども病院が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、こども病院が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院令和2年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、こども病院から提出された業務実績報告に基づき、ヒアリング等を実施している。

第2 全体評価について

1 令和2年度業務実績全般の評価

新型コロナウイルス感染症による病院運営への影響が見込まれる中、収支改善に努め、安定的な経営を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、院内感染防止対策の実施、感染症患者の受入れ、ワクチン接種事業等に取り組んだことは評価できる。

今後、「ポストコロナ」を見据えた経営方針等を院内において共有し、継続的に安定して良質な医療を提供することに期待する。

2 診療事業及び福祉事業

新型コロナウイルス感染症対策として、県の医療提供体制確保に寄与しつつ、各分野におけるチーム医療の実施、総合的な療育プログラムの実践、クリニカルパス¹の活用推進等に取り組んでいることから、高度で専門的な知識と技術に支えられた、良質で安全な医療・療育を行っていることが評価できる。

3 成育支援・療育支援事業

面会及び外泊制限期間中、こどもの情緒の安定を図るため、個別的な活動を行うとともに家族の負担軽減に努めたことは評価できる。また、障害児とその家族に対する地域生活支援として、障害児とその家族及び地域スタッフに対し、オンライン形式にて講話を開催し、学びの機会を提供したことから、利用者の利便性向上に寄与していると認められる。

¹ クリニカルパス：特定の疾病又は疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。これが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化及び医療の安全性にも繋がる。

4 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

新型コロナウイルス感染症の影響による外来患者数及び入院患者数の減少及び、病床利用率の低下があったものの、既存資源の利活用や新たなコンテンツの創出により、迅速に対応されている。

しかしながら、医業収益の減少が見込まれる中、材料費、人件費及び、委託費が率として上昇しているため、費用縮減に努める必要がある。

5 予算、収支計画及び資金計画等

予期せぬ外部要因により、医業収益が大幅に落ち込んだものの、当期純損失が1,949千円であったのは評価できる。しかし、営業収益の中には、新型コロナウイルス感染症関連の補助金等も加わっていることから、今後、病院として経営を安定させていくためにも、随時、改善方策の検討に努めていく必要がある。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判定基準	判定結果
「S」：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる ・ 量的目標においては対計画値の110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 量的目標で評価できない項目についてはS評価なし	0
「A」：目標を上回る成果が得られていると認められる ・ 量的目標においては対計画値の110%以上、又は対計画値の100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合	5
「B」：目標を達成していると認められる ・ 量的目標においては対計画値の100%以上110%未満、又は対計画値の100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合	8
「C」：目標を下回っており、改善を要する ・ 量的目標においては対計画値の80%以上100%未満 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合	0
「D」：目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める ・ 量的目標においては対計画値の80%未満 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合	0
合計	13

【項目別評価】

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	B
③ 患者が安心できる医療・療育の提供	A
(2) 成育支援・療育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	B
(4) 教育研修事業	B
(5) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	B
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	B
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 7 剰余金の使途 8 積立金の処分に関する計画	B
9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	B
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 医療機器・施設整備に関する計画	B

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業及び福祉事業

① 質の高い医療・療育の提供

[判定結果]

A

[判定理由]

新型コロナウイルス感染症対策における「入院協力医療機関」として、県の医療提供体制確保に寄与しつつ、一人の患者に対して複数の医療専門職が連携して治療やケアに当たるチーム医療の実践をしている。また、急性期から慢性期の患者に対するリハビリテーション治療の効率的かつ十分な実施など、高度で専門的かつ質の高い医療・療育の提供に努めたことを評価し、Aと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- コロナ禍において感染管理を徹底しながら、質の高い専門的な医療・療育に取り組んだことは評価に値する。

〈クリニカルパスの活用〉

- クリニカルパスの適用率上昇は非常に評価できる。新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、迅速にワーキンググループを立ち上げ適用率を上昇させており、非常に素晴らしい。

〈小児リハビリテーションの充実〉

- 小児リハビリテーションは、治療後の生活の質の向上に大きく影響していく部分であると捉えている。こどもの将来に影響を及ぼすと考えられるので引き続き尽力していただくことを期待する。

② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

[判定結果]

B

〔判定理由〕

オンラインを活用した相談・説明体制等の整備を図り，患者及びその家族の利便性向上につなげたことなどを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- コロナ禍でも，オンラインを利用したりして患者・家族への説明等がなされていた。
- コロナ禍におけるオンラインを活用した説明や相談の実施，患者の入院予定の段階からスクリーニングや，入院病棟との連携などを行い，患者・家族の不安の軽減などに取り組まれている点は評価できるが，更に踏み込んだ支援を期待する。

③患者が安心できる医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

定期ラウンド²及びテーマ別ラウンド，院内感染防止対策に係る全体研修等を適切に実施したことから，患者が安心できる医療・療育の提供に努めていると評価し，Aと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈医療安全対策の充実〉

- 重大なインシデント³件数が減少し，報告件数が増加していることは，良い傾向であると理解する。報告内容の分析や，部署又は職種での傾向など分析を深め，次に生かすことを期待する。

² ラウンド：病棟や病室内の見回り。

³ インシデント：患者の診療やケアにおいて本来あるべき姿から外れた行為や事態のことであり，具体的には医療上の事故等，ヒヤリ・ハット事例，医療行為による合併症のこと。

〈院内感染防止対策の充実〉

- 院内感染対策も他施設と合同カンファレンス⁴等を行い活発になされている。

(2) 成育支援・療育支援事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

休日勤務の職員数を増加させ、こどもの要望を取り入れた企画を実施するとともに、個別隔離の学童のため、オンライン授業の受講体制等を整備したことから、成育支援・療育支援事業の充実に努めていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈こどもの成長・発達への支援〉

- コロナ禍で学校での授業・行事・イベント等が制限される中、オンライン等を利用して種々工夫されていた。

〈在宅療養・療育支援の充実〉

- 障害児の家族に対する教育事業、アレルギーの家族に対する講習など、今後、家族を対象とした教育活動はこども病院の重要な役割の一つになると考える。発達障害の家族への教育なども当然含まれてくるものと思慮する。この流れをますます発展させていきたい。

(3) 臨床研究事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

臨床研究における実施件数及び新規承認件数の増加等に取り組んでいることを評価し、Bと判定した。

⁴ カンファレンス：会議，協議。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈臨床研究の推進/治験の推進〉

- 臨床研究は前年度と比較し実施件数が増加している。治験の受託件数も増加している。
- 小児高度専門病院としての研究の貢献度は非常に大きい。今後も外部とも連携し研究を推進して欲しい。

(4)教育研修事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

研修事業について，対面形式からオンライン形式への見直しを行い，速やかな体制整備等を実施したことを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈職員の資質向上への支援〉

- 看護部では，看護技術習得レベルを例年と同等レベルまで到達させている。

〈東北大学との連携講座の推進〉

- 東北大学との連携講座の受入れはあまり進んでいない。

〈地域に貢献する研修事業の実施〉

- 感染拡大防止のため，対面での研修会を見送り，地域医療研修会をオンライン形式で実施している。制約がある中でも，地域に貢献する研修事業の実施を行っている。

(5) 災害時等における活動

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

院内における新型コロナウイルス感染症対策本部会議において，定期的に対象患者の受入れ及びワクチン接種事業に係る対応等の検討を実施したことを評価し，Aと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

- 新型コロナウイルス感染症対応を通して，対応のための様々な取組をされたことは評価できる。このような非常事態の経験を是非，他の災害時にも活かしていけるように，システムづくりや訓練などに生かしていただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症対策会議が非常に多い中，一般的な災害時対策，消防訓練，防犯対策など継続されていた。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 効率的な業務運営体制の確立

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

経営改善を主とした「病院取組 ver.2」を立ち上げ，掲げた目標の達成に向けた取組を実施していることなどを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 適正な人員配置と業務運営体制の強化が見られた。

〈業務運営体制の強化〉

- 評価結果に対し，継続的改善に取り組み，業務運営体制の強化に取り組んでいる。

(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

新型コロナウイルス感染症の影響により診療制限等を行ったことから，入院・外来患者数及び病用利用率等は低減したが，収益確保に向けた取組を推進し，収支改善を着実に実施していることを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈病床の効率的な利用の推進による収支改善〉

- 新型コロナウイルス感染症の影響により入院患者数・外来患者数の減少がみられたが，今後も受診行動が変化していくのか等の視点から検討していくことが必要ではないかと考える。

〈収支改善の取組〉

- 医療機器・医療材料・医薬品の適切な管理に取り組んでいる。

3 予算，収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画 7 剰余金の使途 8 積立金の処分に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少する中，経常収支比率を 99.95%にとどめることができたことから，財務内容の着実な改善に努めていると評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

- コロナ禍で病院運営が厳しかったにもかかわらず，効率的な業務運営により収支改善に取り組み，経常収支比率が 99.95%と年度計画を若干下回る結果にとどまっている。

9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

人事評価制度を適切に実施し，職員のモチベーション高揚や意識改革につなげたことなどを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈人材育成に関する方針〉

- 人材育成のための研修，専門性の向上のための研修，支援体制構築はなされている。

(2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

職員の健康と福祉の増進を図り，看護師離職率を良化させたことなどから，職員の就労環境の整備に努めていることを評価し，Aと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

- 職員の心身の健康の向上を図る取組がなされていることは評価したい。
- 看護師離職率が5%以下というのはとても良い数値であり，就労環境が良好であることの一つの証左である。

(3) 医療機器・施設整備に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し，感染対策上必要な医療機器等の整備を適切に実施したことなどを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈医療機器・施設整備計画〉

- 補助金を利用し，感染対策上必要な医療機器等の整備を行っている。

〈医療情報システムの整備・効率的活用〉

- 電子カルテの運用開始により，医療機器との効率的な情報連携ができるように運用している。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する
評価の考え方について (抜粋)

平成19年 1月29日
一部改正平成28年 7月 4日
一部改正平成30年 7月 6日
一部改正令和 元年 6月19日
一部改正令和 2年 6月 9日

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取し、県が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して総合的に評価する

*業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。なお、評価項目に小項目を設けている場合にも準用する。

〈判定基準〉

「S」：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる

・定量的目標においては対計画値の110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合

・定量的目標で評価できない項目についてはS評価なし

「A」：目標を上回る成果が得られていると認められる

・定量的目標においては対計画値の110%以上、又は対計画値の100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合

・定量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合

「B」：目標を達成していると認められる

・定量的目標においては対計画値の100%以上110%未満、又は対計画値の100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合

・定量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合

「C」：目標を下回っており、改善を要する

・定量的目標においては対計画値の80%以上100%未満

・定量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合

「D」：目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

・定量的目標においては対計画値の80%未満

・定量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

＊周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか

＊患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の養成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の観点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

＊県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか

＊目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか

＊法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、県へ提出する。

◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(1)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

- ◇ 法人からの事業説明などを通じ，法人の自己点検・評価等に対して意見を述べる。
- ◇ 県が作成した評価案に対して，意見を述べる。

③ 県

- ◇ 法人の自己点検・評価等に対する委員会委員の意見を参考に，県としての評価案を作成する。
- ◇ 作成した評価案に対する委員会委員の意見を勘案し，評価を確定させるとともに，評価結果を法人及び委員会に通知し，議会に報告する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
小山 かほる	公認会計士	
熊谷 恒子	公益社団法人宮城県看護協会 認定看護管理者教育課程専任教員	
郷内 淳子	患者発・宮城版退院時サポートプロジェクト代表	
小林 康子	独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院小児科医 (重症心身障害医療センター長)	
齋藤 昌利	東北大学大学院医学系研究科胎児病態学分野教授	
土屋 滋	東北大学名誉教授	委員長
橋本 省	公益社団法人宮城県医師会副会長	副委員長

